

# 広報

# どうし

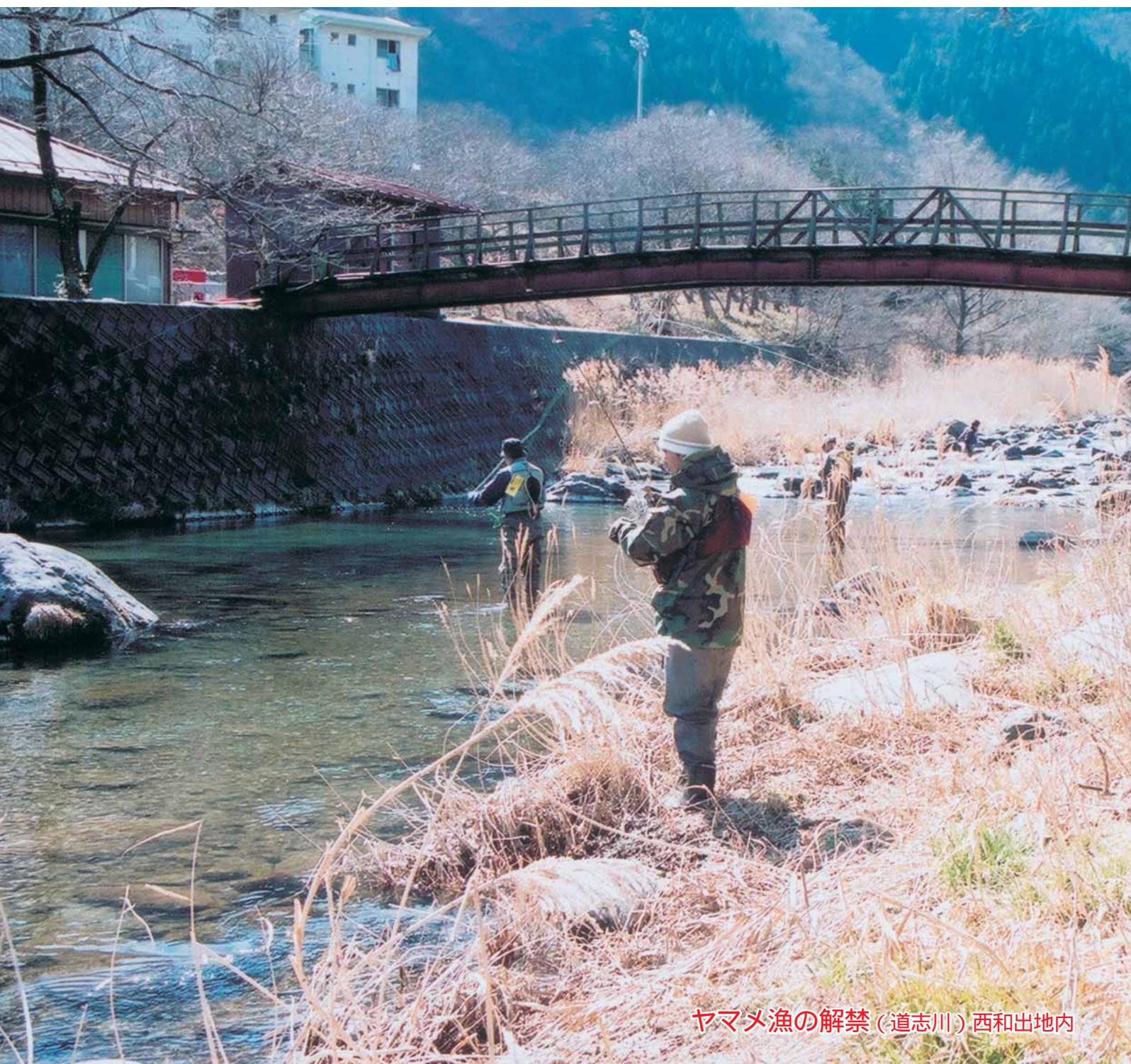
## 道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2004 March 3月号



## No.15 市町村合併について考える

今月号は、今後の合併問題について記載いたします。道志村では、市町村合併について約2年の間に、二つの住民発議があり協議を重ねてまいりました。しかし、一つは4市町村協議会の廃止、もう一つは横浜市会に付議せずとの結論に至りました。

去る2月4日には、道志村中央公民館において、道志村の明日を創る会（会長 佐藤太志）のメンバー11名の方々と、村長・村議会議員との懇談会が開催されました。

また、2月23日には都留市長が来村して、都留市と道志村の将来像を研究するために、任意合併協議会を設立する方向で話し合われました。規約を定め3月18日に第一回の会議を開催する予定です。

ここで、もう一度村民一人ひとりが、道志村の市町村合併問題についてよく考えてみましょう。

## 国の動き

地方分権時代を迎え、少子高齢化や住民ニーズの多様化など、社会情勢の変化に対応することが求められ、厳しい財政状況の中で行政サービスの充実を図るため、行政体制の整備を目指した自主的な市町村合併が推進されている。今後の地方自治制度のあり方については、国会において3月までに審議され、新法で定め合併推進策として促される可能性があります。（内容は、広報どうし1月号に記載）

## 地方交付税

地方交付税とは、本来地方税として集められるべき税の一部をいったん国税として集め、すべての県や市町村が必要な財源を確保できるように、すべての県や市町村の間で再配分する制度です。

すべての県や市町村が、等しくかつ適切な水準で自主的に行政サービスを行うために必要な経費について、国税の一定割合をその総額として、国が交付する。この理念が、地方交付税の基本であります。

この税収が落ち込み、国では借金をして、地方へ配分している。このため、市町村の数を減らしたり、地方交付税制度を見直し、人口10万人以下の自治体への配分が下げられ、小規模自治体に手厚く配分する「段階補正」もが、率を変えている現状です。

道志村の財政の中で、大きなウエイトを占める普通交付税について記載すると、平成11年より現在まで、減額されているのは現実である。平成11年度の交付額は、約11億円で、来年の交付額は、約7億7千万と30%くらい減額と推定される。今後も減額は、続くと思われます。

今後の財政状況を考えると、事業の実施を含め、抜本的な見直しが必要である。地方交付税が減らされる中で、ますます財政状況は厳しくなっていくので、事務事業の見直し、行政改革、機構改革、行政評価、コスト計算を徹底する必要があります。

## 今後の道志村の市町村合併問題の方向について

### 1 都留市・道志村合併協議会での検討

#### (1) 都留市・道志村任意合併協議会の設置 (第1回協議会 3月18日)

4市町村の法定合併協議会の廃止の決定を受けて、都留市長と道志村長、都留市議会と道志村議会の合意により、2市村で任意合併協議会を設置し、協議・検討を続けていくこととなった。任意合併協議会においては、主に次のことを調査・研究する。

新市の将来構想の策定。

専門部会等での業務合わせ。

検討結果を住民に情報提供。(協議会だよりの発行、住民説明会、ホームページの開設等)

また、新市の将来構想等を住民に示して、民意を問うための意識調査を両市村で実施する。そして、この意識調査の結果を受けて方向を判断する。

賛成が多ければ、議会の議決を経て、法定合併協議会に移行する。

## (2) 都留市・道志村法定合併協議会に移行

新市建設計画の策定。

専門部会等での本格的な検討。

検討結果を住民に情報提供。(協議会だよりの発行、住民説明会、ホームページ等)

また、最終的に合併の是非について、民意を問うための意識調査を両市村で実施する。

その調査結果等を受けて方向を決定する。

賛成が多ければ、議会の議決を経て、合併協定書の調印を行なう。(平成17年3月末目標)

## 2 道志村自律計画の検討

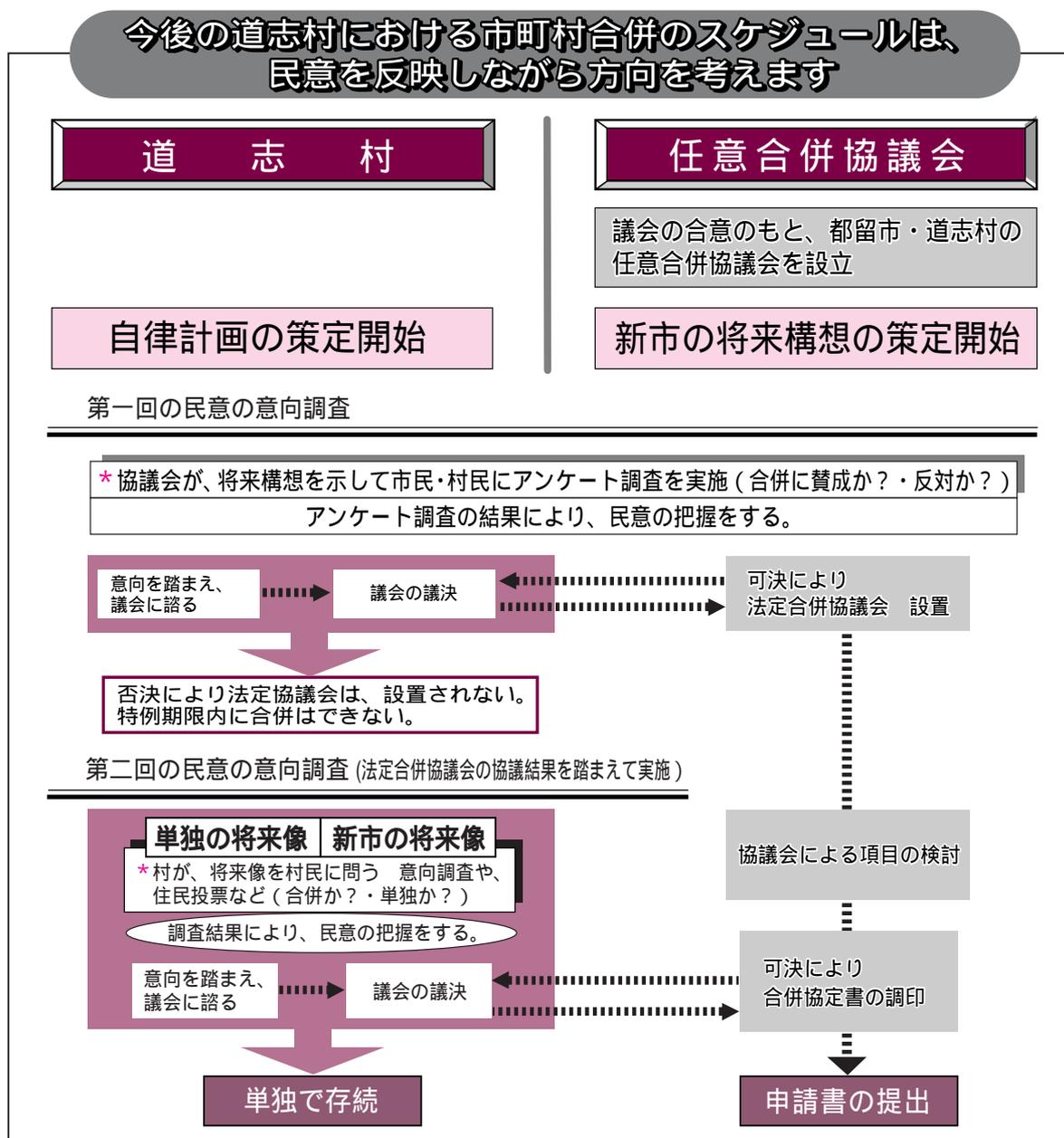
合併は、双方の市町村の理解と住民の支持があって成立するものであることから都留市との合併協議と平行して、今後の厳しい財政の見通しの中において、さらに厳しい行財政改革を進め、自律による単独存続についても一方で検討する。

具体的な事項としては

財政の将来見通し 事務事業の全面的な見直し 人件費・経常経費の見直し

地方制度改革の見通し 地勢、風土に応じた将来計画等について

の検討を行なう。この結果について、住民に開示し、将来方向についての判断基準にする。



# 老人保健について

## 特定疾病患者の場合は

高額の治療を長期間受ける必要がある病気で、厚生労働大臣が指定する疾病については、申請により交付される「特定疾病療養受療証」を医療期間の窓口提出すれば、毎月の自己負担額が一万円までとなります。

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

## こんなときには届け出を

加入している医療保険が変わったとき

## 届け出に必要なもの

医療受給者証・健康手帳、新しい保険証

## 老人訪問看護を利用したとき

かかった費用の一割（一定以上の所得のある方は二割）を負担します。



## 入院時の食事代の標準負担額（1日）

一般、一定以上の所得のある方		780円
低所得の方	90日までの入院	650円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	500円
低所得の方		300円

に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、担当窓口申請してください。

## 入院したときの食事代

医療費とは別に、入院したときの食事代は、一日分として定められた額を入院日数分支払います。



## こんなとき、後から費用が支給されます

次のような場合には、いったん全額の医療費を自己負担することになりますが、後から市区町村の窓口申請して認められると、一部自己負担金を除いた金額が支給されます。

- 1 やむを得ない理由で保険証、健康手帳、医療受給者証を持たずにお医者さんにかかったり、保険を扱っていない病院で受診したとき（海外旅行中などの治療を含む）。
- \* 市区町村の承認が必要です。



- 2 医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代

- 3 医師が必要と認めた、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

- 4 医師の指示があり、市区町村の承認が得られた場合の重病人の入院、転院などの移送にかかった費用。この場合、全額が支給されます。

## 歯の治療も老人保健で受けられます

診療・検査から歯ぐきや虫歯の治療、詰め物や差し歯、入れ歯にいたるまで、ふつうの歯の治療については、特別な材料を希望しない限り、老人保健で受けることができます。



## 交通事故にあったら、必ず市区町村と警察に届け出を

交通事故など第三者の行為によってけがしたとき、老人保健で治療することができます。本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、老人保健が一時的に医療費を立て替えて、後で加害者に請求をすることになります。

### 示談は慎重に

市区町村と警察に届け出を出す前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、老人保健が使えなくなることがあります。示談の前に必ず市区町村と警察に届け出てください。

### 届け出の手順

警察に届ける  
「事故証明書」の申請をします。  
市区町村へ届け出る  
「事故証明書」が送られてきたら、被保険者証・医療受給者証・健康手帳・事故証明書・印かんを持って、老人保健の担当窓口へ行き、そこで「第三者行為による傷病届」の手続きをします。  
お医者さんに「第三者行為による傷病届」を提出します。

### 第三者行為とは

他人の行為が原因でけがをしたり、病気になることです

## 高齢者の交通事故が増えていきます 事故にあったときの三か条

- 1 心を落ち着けましょう  
事故にあったときは、まず心を落ち着けて。
- 2 相手を確認しましょう  
相手の氏名・連絡先・運転免許証番号等を確認。
- 3 警察へ連絡しましょう  
たいしたけがでないと思っても、あとから思わぬ後遺症が出ることも。けがをしているときは警察に必ず「人身事故」として処理してもらおう。



# 地籍調査本閲覧実施

道志村では、国土調査法に基づき平成十四年度より地籍調査事業を始めています。

この事業は国土調査の一つとして行われ、土地の国勢調査ともいうべきもので、人に戸籍があると同じに土地にも戸籍（地番・地目・地積・所有者等）があります。これを地籍といひ法務局に登録され初めて土地に関する様々な権利が保護されます。

現在の「公図」や「登記簿」は、明治の初めに地租を課すために作られたもので、長い年月の経過により、実際の土地に対し、形や位置・面積等が現況と変わってきたため、様々な争いの原因になっています。

地籍調査は、これらの問題を解決するために、最新の測量（数値測量）により、新しく地図と登記簿を作成し、土地に関するトラブルを未然に防ぐと共に、土地の正しい位置、形、地番、面積を明らかにするための調査です。今後も皆様のご協力を宜しくお願いします。

さて、平成十四年度に実施した「長又〜白井平調査地域内」の土地所有者にお願いします。地籍調査の本閲覧を二十日間下記のとおり実施

しますので、都合の良い日に閲覧をお願いします。閲覧は、国土調査法第十七条に規定されているように一般の閲覧に供しなければならぬと共に、調査上の誤り等修正を申し出ることが出来る大事な作業ですので必ず閲覧していただきますようお願いいたします。

## 記

1. 地図及び簿冊の名称  
地籍図及び地籍簿案

2. 閲覧期間  
平成十六年三月三日〜二十二日  
【土日祝祭日は除く、但し二十一日の日曜日は実施する】

3. 閲覧時間  
九時〜五時  
【十二時〜一時は休憩】

4. 閲覧場所  
道志村中央公民館 一階地籍室

5. 持参する物  
印鑑

## 昭和を学んで…と図書を寄贈

釜之前的佐藤さん



佐藤江子（釜之前八、八八二番地）さんが、このほど、道志中学校に図書を寄附しました。

ご主人が読書好きで、購入してあった蔵書ですが、国道改修にあたり、家を解

体する事となったので、「中学生の皆さんに是非利用して貰いたい」という事で、寄贈の運びとなりました。  
「昭和史・全十六巻」「天皇陛下」「皇居の四季」、それに昭和天皇の御聲集等の録音テープも三本付いています。

現代に最も近い昭和時代の総合的な記録であり、生徒の学習に役立つ貴重な史書であります。

校長先生は、佐藤江子さんの善意に応える為にも有効に活用していきたいと話しています。

